運　営　規　程

社会福祉法人 久楽会

ショートステイ　金澤備中
（ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護）

ショートステイ金澤備中　運営規程

（ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護）

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人久楽会（以下「事業者」という。）が開設するユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所　ショートステイ金澤備中（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の職員（以下、単に「職員」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条　指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　　ショートステイ金澤備中

(2)　所在地　　石川県金沢市材木町２１番２１号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職員は、併設の特別養護老人ホーム（以下「併設特養」という。）の職員と兼務できるものとし、その職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 職　　種：管理者

員　　数：１名（常勤。併設特養の施設長と兼務する。）

職務の内容：管理者は、ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 職　　種：生活相談員（置かないことができる）
員　　数：１名以上
職務の内容：利用者の生活全般の相談に応じ、生活の質の向上に努める。また、事業所の利用に関する利用者の相談にも対応する。
(3) 職　　種：看護職員（置かないことができる）
員　　数：１名以上
職務の内容：利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導及び看護業務全般を担当する。
(4) 職　　種：介護職員（併設特養の介護職員と兼務できる。）
員　　数：併設特養の入居定員と合算して、常勤換算法で３：１以上
職務の内容：利用者の排せつ、入浴、食事等の介護業務全般を担当する。
(5) 職　　種：機能訓練指導員（置かないことができる）
員　　数：１名以上
職務の内容：日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練指導全般を担当する。
(6) 職　　種：医師（置かないことができる）
員　　数：１名
職務の内容：利用者の診療・健康管理を担当する。
(7) 職　　種：栄養士（置かないことができる）
員　　数：１名
職務の内容：利用者の栄養管理を担当する。
(8) 職　　種：事務員（併設特養の事務員が兼務する。）
員　　数：１名
職務の内容：必要な事務を行う。

２　調理員は、調理業務を委託する事業者が必要な員数を配置するものとする。

３　事業所の職員は、介護保険法に基づくユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所としての指定要件を満たす範囲内で、複数の職務を兼務することができるものとする。

４　医師、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員を置かない場合は、併設本体施設である特別養護老人ホーム金澤備中と連携を図り、処遇等が適切に行われるようにするものとする。

５　看護職員を置かない場合は、併設本体施設である特別養護老人ホーム金澤備中との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

６　前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができるものとする。

(利用定員)

第5条　ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護の利用定員は、次のとおりとする。

併設型の利用定員　９名

(1) ユニット数は、１とする。
(2) 居室は、ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

(3) ユニットの定員は、９人とする。

２　空床型利用型の利用定員　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設金澤備中の定員の範囲内。

（指定短期入所生活介護の内容）

第6条　ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護（以下「指定介護サービス」という。）の内容は、次のとおりとし、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように利用者の心身の状況に応じて、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 必要な居室の提供を行う。
(2) 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活全般の介助を行う。
(3) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練方法を指導し、また実施の援助等に関するサービスを提供する。
(4) 利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
(5) 送迎を必要とする利用者については車両による送迎サービスを提供する。
(6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条　指定介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護サービスが法定代理受領サービスである時は、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

２　前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 居住費（滞在費）　１日あたり２，２００円
(2) 食　費　　１日あたり１，５４５円
(3) その他　　指定介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

３　利用者がサービス利用の中止（キャンセル）を申し出た場合に、事業者は次に定めるキャンセル料の支払いを利用者から受けることができる。ただし、利用者本人の病変、急な入院等事業所への連絡ができない場合には、利用者にその負担を請求しないものとする。

(1)利用日前日までのキャンセルの場合は無料。
(2)利用日当日のキャンセルの場合は介護報酬告示上の額（１割負担額）と同額とする。

４　前項までの費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について書面にて説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第8条　通常の送迎の実施地域は、金沢市とする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第9条　利用者は、指定介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

(2)利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

(3)利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(4)利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時等における対応方法）

第10条 職員は、現に指定介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第11条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（以下「防災計画」という。）に基づき、防火管理者を置いて非常災害対策を行う。

２　防災計画に基づき、年２回以上の避難、消火、通報等の訓練を行う。

３　非常災害用設備の保守点検は、防火管理者立ち会いのもと、契約保守業者に依頼して行う。

４　非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連絡体制について定期的に職員に周知する。

（衛生管理等）

第12条 事業者は、利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は定期的な消毒を施す等、衛生上必要な措置を講ずる。

２　事業者は、ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)　事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（秘密保持等）

第13条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

２　事業者は、事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。

３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条の２　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 13 条の３　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（サービスの提供の記録等）

第14条 事業者は、指定介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供する。

（苦情処理）

第15条 事業者は、提供した指定介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
３　事業者は、提供した指定介護サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
４　事業者は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
５　事業者は、提供したユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
６ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第16条 事業者は、利用者に対する指定介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
３　事業者は、利用者に対する指定介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第17条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
２　事業者は、利用者に対する指定介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。
(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
(2) 市町への通知に係る記録
(3) 苦情の内容等の記録
(4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(5) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(6) （介護予防）短期入所生活介護計画の記録

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業者は、全ての短期入所生活介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。
(1) 採用時研修　　採用後３月以内
(2) 継続研修　　年２回以上

２　事業所は、適切なユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
３　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議により決定する。

附　　則
１．この規程は、令和７年４月１日から施行する。
２．この改正規程は、令和８年８月１日から施行する。